

「札幌夜景」プロモーション映像等制作業務
仕様書

令和元年 11 月

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部

1 業務名

「札幌夜景」プロモーション映像等制作業務

2 背景及び目的

本市では、平成 27 年 10 月の日本新三大夜景都市認定をきっかけとして、官民共同で夜景観光の推進に取り組む「札幌夜景観光推進協議会」を立ち上げ、これまで札幌夜景を推進してきました。

また、そのような取組により平成 30 年 10 月には「夜景サミット 2018in 札幌」において、平成 27 年に引き続き日本新三大夜景都市に再認定されたところです。

本業務では、札幌市の観光資源である「札幌夜景」の魅力を視覚的に訴求する映像コンテンツ等を制作し、今後、様々な機会において継続的に発信することにより、国内外からの札幌への旅行意欲を喚起し、以て来札観光客数や観光消費額を更に増加させていくことを目的としています。

3 契約概要

(1) 契約方法

一般競争入札による

(2) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 業務全般

ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。また、事業の進捗状況は綿密に報告すること。

イ 制作する映像コンテンツは、無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用し普段見ることができない角度からの撮影を入れ、視聴者の関心を引くものであること。また、撮影に当たっては、関係法令、条例および規則を遵守するとともに、自然環境を損なわず、地域社会や観光客への迷惑にならないよう、十分に配慮すること。

ウ 受託者は、被写体となる施設等への撮影の申し入れ、ドローン飛行等を含む撮影に係る許可申請、ロケハン、モデル等の手配、肖像権等の諸権利の整理等、撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、本事業の成果物は、SNS や YouTube 上での配信や不特定多数の者の二次利用も想定していることから、被写体となる施設等には、この旨の同意も併せて取得すること。

エ 受託者は、制作における必要な人員（出演者含む）、スタジオ、機材等を確保すること。なお、撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、すべて事業費に含むものとする。

(2) 映像コンテンツ等の制作

ア 映像等の内容

(ア) 受託者は、「札幌夜景」のプロモーションに活用する映像コンテンツ等について、下記の表のNo.1 からNo.4 まですべてを制作すること。なお、制作に当たっては、制作物がイメージできる映像シナリオや構成案等を事前に委託者に提出し、その承認を受けること。

No.	種別	想定される活用シーン	再生時間	制作数
1	プロモーション用動画	<ul style="list-style-type: none"> ●海外での旅行博や観光プロモーションのためのセミナー等での上映 ●札幌市公式観光ホームページや観光アプリ等への掲載 など 	約3分	1種類
2	ネット配信用動画	<ul style="list-style-type: none"> ●YouTube等動画投稿ウェブサイトへの掲載 ●海外での旅行博や商談会等における説明資料 など 	約30秒	2種類
3	二次利用用素材集(動画)	<ul style="list-style-type: none"> ●新たなプロモーション動画の制作 ●市内観光事業者等への無償提供 など 	本事業の為に撮影した映像素材一式	
4	二次利用用素材集(写真)	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市公式観光ホームページや観光パンフレット等への掲載 ●市内観光事業者等への無償提供 など 	—	50カット

(イ) 上記No.1 については、受託者が撮影する動画と委託者が提供する動画等を組み合わせて作成すること。なお、映像コンテンツの収録施設は、別紙の夜景スポットを必ず盛り込み、その他の施設や夜景スポットについては委託者と協議のうえ決定すること。詳細は委託者と協議のうえ決定すること。

(ウ) 上記No.2 については、上記No.1 から優れたシーンを選定して作成すること。選定する映像コンテンツのテーマは、委託者と協議のうえ決定すること。

(エ) 上記No.3 に示す映像コンテンツは、本事業において撮影した動画素材の全てを収録すること。

(オ) 上記No.4 に示す写真コンテンツについては、通常撮影に加え、ホームページやポスター、パンフレット等で活用可能な素材となりうる魅力的なシーンを撮影し、50 カットを納品すること。なお、写真の選定に当たっては、受託者が抽出した写真(納品数の2倍程度)を委託者に提示することとし、委託者が選択したものを納品すること。

イ 字幕、BGMなど

(ア) 上記No.1 ~No.2 に示す各映像コンテンツについては、映像タイトルを付すこと。また、映像と調和するBGMや音響効果を使用すること。なお、使用するBGM等は、フリー音源の無期限使用のものとする。

(イ) 上記No.1 に示す映像コンテンツについては、必要に応じて字幕の挿入を行うこと。また、再生時にメニュー画面から言語を選択できるようにするものとし、対応言語は、日本語、英語、中国語(簡体字/繁体字)、韓国語とする。

- (ウ) 上記No.2に示す各映像コンテンツについては、活用シーンを考慮し、視覚的に訴求可能な動画を制作すること（ただし、使用素材の中でクレジット表記が必要な場合は除く）。
- (エ) タイトル、字幕等の内容は、受託者が主に考えることとするが、その詳細については、委託者と協議のうえ決定すること。また、制作スタッフ等のエンドロールは省略するが、最後に制作会社名、担当部署のテロップ等を挿入することは可能とする。

ウ 映像データ等の規格

- (ア) 映像データの規格は次のとおりとする。
- ✓ 解像度：4K以上（ドローンでの撮影も4K以上とする。）
 - ✓ 画面の縦横比：16:9
 - ✓ フレームレート：60fps
 - ✓ データ形式：MOV形式ファイルおよびMP4形式ファイルの2形式
- (イ) 写真データの規格は次のとおりとする。
- ✓ データ形式：RAW形式、JPEG形式（1200万画素以上）の2形式

5 納品物

- (1) 指定された納品期限までに、指定された納品場所に以下のア～オすべてを納品すること
- ア 再生用DVD 5部（上記4(2)ア(ア)に示す映像コンテンツのうちNo.1～No.2を収録したもの。コピーガードあり。スリムプラケース収納）
- イ 配布用DVD 200部（上記4(2)ア(ア)に示す映像コンテンツのうちNo.1のみを収録したもの。コピーガードあり。トールケース収納）
- ウ 保存用データ【マスターデータ】2部（exFATでフォーマットされたSSD、HDD等の汎用記録メディアとする。上記4(2)ア(ア)に示す映像コンテンツのNo.1～No.4すべてを収録したもの。コピーガードなし。スリムプラケース収納）
- エ 保存用データ【電子データ】2部（exFATでフォーマットされたSSD、HDD等の汎用記録メディアとする。上記4(2)ア(ア)に示す映像コンテンツのNo.1～No.4すべてを収録したもの。コピーガードなし。スリムプラケース収納）
- オ 納品動画・写真データ一覧 2部

6 納品期限

令和2年3月31日（火）

7 納品場所

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 事務室

8 使用目的及び使用範囲

(1) 使用目的

本作品は、札幌市のシティプロモートを目的として、札幌市及び札幌市から委託若しくは許可を得た者が使用することができる。

(2) 使用範囲

期間、地域、媒体については限定しない。

(3) 目的外使用

成果物の目的外利用については、委託者及び受託者の協議により決定する。

9 著作権等の取扱

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著者著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(3) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

10 環境への配慮

(1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 その他の特記事項

(1) この業務の履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。

(2) この業務の履行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

(3) この業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。

- (4) 委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 受託者は、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (6) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託事業を第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。

1	大倉山
2	藻岩山（札幌もいわ山ロープウェイ）山頂展望台
3	さっぽろテレビ塔
4	J Rタワー T 3 8
5	白い恋人パーク
6	nORBESA 観覧車 ノリア
7	さっぽろホワイトイルミネーション
8	さっぽろ雪まつり
9	旭山記念公園
10	すすきの交差点
11	幌見峠